

大阪市港区地域福祉計画【概要版】

第1章 港区地域福祉計画について

改定の背景

- 「港区将来ビジョン」の実現に向けて、「大阪市地域福祉推進指針」のもと、地域福祉を推進するための仕組みや方針を示すものとして、平成25年3月に「大阪市港区地域福祉計画」を策定。
- この計画を横糸に、平成26年3月までに各地域で策定した「地域福祉活動計画」を縦糸とした強いネットワークで地域福祉力の向上を図るとともに、地域福祉の理念である「公私協働」を一層促進することで多様な福祉ニーズに的確に対応できるよう取り組んできた。
- 「港区将来ビジョン」についてはその進捗や、法律や制度の改定状況等を踏まえ、「港区まちづくりビジョン」として改定。このビジョンの改定内容を踏まえ、現行の「大阪市港区地域福祉計画」を改定。

計画の位置づけ

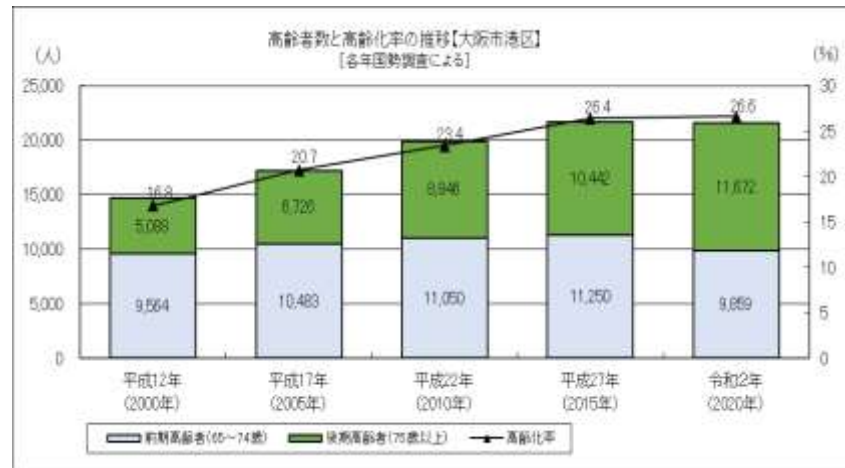
- 「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」をつくるための「理念」と「仕組み」を、港区の実態を踏まえて区独自につくるための計画であり、「港区まちづくりビジョン」を実現するためのもの。
- 他の保健福祉に関わる計画を推進する共通の仕組みを定めるもの。
- 大阪市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」と車の両輪となって地域福祉を推進するもの。

計画期間 平成28年度から令和4年度まで（「港区まちづくりビジョン」が令和3年度までとしていたところ、令和4年度まで延長したことに伴い、当計画についても期間を延長する。）

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 高齢化の進展と地域包括支援システムの構築

- 後期高齢者数の増加が顕著。
- 地域におけるさまざまな生活課題を抱えた高齢者の相談への対応、支援の必要な人の見守り体制づくり、関係機関と連携して福祉の制度につなぐ地域福祉の支援体制づくりなどが重要。
- 単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護だけでなく医療や予防、生活支援、住まいに関する支援、サービスを包括的に提供できる地域包括ケアシステムの構築が重要。



2 少子化と子育て家庭の福祉的課題

- 少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、育児不安やストレスを抱える子育て家庭が増加。子育て家庭に対する適切な支援と情報提供等が必要。

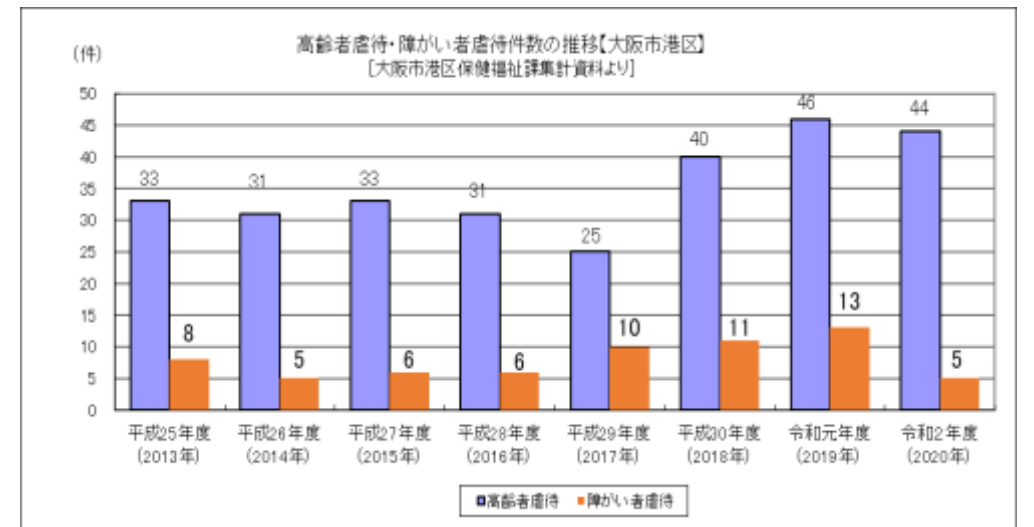
3 障がい者の自立支援

- 障がい者の自立と社会参加の推進のために障がいのある人ない人の相互理解の促進などに取組むことが必要。
- 発達障がいのある子どもやその家族に応じたきめ細かな支援が必要。
- よりニーズに合った障がい福祉サービスの利用に結びつくよう、相談支援について広く周知すること等が必要。



4 虐待や社会的孤立の増大

- 地域には、「閉じこもり」となっている高齢者、介護や育児の負担を1人で抱え込んでいる介護者や養育者など、複合的な課題を抱え、支援を必要とする生活状態にありながらも、社会的に孤立し、適切な支援につながらない人々が多数存在。
- 支援につなぐににくい状態にある人々に対しては、住民による見守りや必要に応じて専門職がその人たちのもとへ積極的に出向いて、つながりをつくる取組が必要。
- つながりができた場合には、その人が地域の中に自分の役割や居場所を見つけることができるように支援し、再び孤立状態に戻ることを防止する取組も重要。



5 健康寿命の延伸

- 男性の健康寿命は77.12歳、女性は82.31歳で他区と比較して短い。死因は男女とも第1位が「悪性新生物」、第2位が「心疾患」。
- がん検診や特定健康診査の受診率を上げるなどの取組が重要。

6 地域福祉活動の担い手や場所の拡大

- 多くの方が地域福祉活動に参加、ボランティアの活動内容は多様化。
- 支援を必要とする人が地域で安心して暮らせるよう、新たな地域活動の担い手を育成するとともに、地域に関わる多様な活動主体が協働し、地域社会全体で支えていくことが必要。

7 地域防災力の強化

- 東日本大震災では地震と津波によって多くの方が被災。南海トラフで発生する地震は30年以内に70%~80%と高い確率での発生が予測。
- 福祉的な支援が必要な人達が、万一のときにも安全に避難できるよう、地域で支援しあえる仕組みをつくる必要がある。

8 新たな法律等の施行・改正

○地域包括ケアシステムの構築

- 介護保険法の改正により、平成29年4月までに予防給付（訪問介護・通所介護）について、これまでの介護事業者だけでなく、地域団体やNPO等多様な担い手によるサービス提供が求められている。
- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスを提供することが重要。

○子ども・子育て支援施策

- 平成26年に一部改正された「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画と、「子ども・子育て支援法」に基づく計画を一体として作成した「大阪市子ども・子育て支援計画」に基づき、子育て世帯や若者を対象に実施したニーズ調査結果もふまえて、包括的な視野から総合的な子ども・子育て支援施策を推進。

○生活困窮者支援施策

- 平成25年12月、生活困窮者自立支援法が可決・成立し、平成27年4月から「くらしのサポートコーナー」を設置して事業を開始。
- 生活に困窮している方に対して、生活保護受給に至る前の段階で自立に向けた支援を行い、課題が複雑化・深刻化する前に自立を促進。

○成年後見制度の利用の促進

- 平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年3月に「成年後見制度利用促進計画」が閣議決定。本市では平成30年4月からの3年間で「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築。

第3章 地域福祉を進めるための基本方針

1 「地域福祉」とは

公私協働によるコミュニティの力を活かして、共に生き共に支えあい、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、さらにみんなが生活を共に楽しむ地域を、地域に関わるすべての人の力でつくりあげていく福祉。

2 基本的な考え方

① 人権尊重の考え方 ② 住民主体の考え方 ③ 利用者本位の考え方 ④ 社会的援護を要する人々への支援の考え方

3 地域福祉の具体化のための視点

① 誰もが「受け手」「担い手」として主体的に地域福祉に関われるように
② 「自分らしく生きる」ことを支える権利擁護を基盤として
③ 気にかける・つながる・支え合う地域づくり
④ 地域の課題の解決はできるだけ市民の身近なところで
⑤ 暮らしを支えるサービスや活動が総合的に進められるように
⑥ ビジネス的手法の活用
⑦ 担い手の役割と強みを活かした「協働」を

第4章 施策の展開

1 地域の福祉力の向上

① 多様な主体による地域福祉活動の活性化

- 各地域で策定された「地域福祉活動計画」の実行にあたり必要な支援を行う。
- 企業の強みを活かし地域貢献を促すとともに、地域福祉活動に関わっていなかった主体にも働きかけて、地域の見守りの仕組みを充実する。 など

② 地域福祉の担い手の育成

- 「港区ボランティア・市民活動センター」について、地域福祉の担い手が集い、交流の輪を広げていく「場」としての機能を強化する。
- サロン活動や介護予防活動といったさまざまな地域福祉活動やボランティアの情報を集積・発信するとともに、地域福祉の担い手の発掘や育成を促進する。 など

③ いきいきと健康で自分らしく暮らすための支援

- 「いきいきサロン」や「子育てサロン」、「ふれあい喫茶」など、高齢者や子どもたちを自然な交流の中で見守り支える地域社会づくりを進めるため、人と人とのより多くの集いの「場」づくりを支援する。 など

④ 協働による多様なサービスの創出

- 介護事業者による既存のサービスに加えて、NPO、企業、ボランティアなど多様な担い手による柔軟な生活支援サービスが提供されるよう支援する。
- 様々な活動主体間の交流や協働を促進するため、互いの活動への参加の呼びかけや情報交換を行う機会と活動成果を発表する場を提供し、必要な生活支援サービスが提供できるよう支援する。 など

⑤ 避難行動要支援者への支援

- 災害時に避難行動要支援者を的確に支援できる体制づくりを自主防災組織をはじめとする地域組織や福祉サービス事業者等と連携して進める。
- 地域内で要支援者の避難支援の取組みが進むよう、要支援者情報の収集・管理方法や要支援者への個別支援内容、支援者の選出方法などに関するルールを定めた「避難行動要支援者支援計画」の作成などの支援を行う。 など

■成果目標

	平成28年度 実績値	平成30年度 実績値	令和2年度 実績値	令和4年度
区民モニターアンケートにおいて「地域福祉活動が活発に行われている」と答えた区民の割合	36.0%	35.8%	68.3%	70%以上

2 地域福祉を支える基盤整備

① 専門的相談機能の充実

- 「見守り相談室」に福祉専門職のワーカーを配置し、積極的なアウトリーチを行い、適切な支援を行うことで、孤立死等の発生を未然に防ぐ。
- 障がいのある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用を支援するため、相談支援事業所の立上げの促進や相談員のスキルアップのための研修、相談支援サービスの啓発、周知を行い、計画相談支援を実施する。など
- 臨床心理士等専門職を長期的・安定的に確保し、発達障がいのある子どもと保護者に早期の段階で継続的な相談支援を実施する体制を構築する。など

② 相談しやすい仕組みづくり

- 各地域に地域見守りコーディネーターを配置し、生活の身近なところで相談に応じ、地域のネットワークを活かして見守り体制をつくるとともに、専門機関と連携して福祉制度につなげる。
- 子育て家庭または妊娠している方に対し、それぞれのニーズにあった教育、保育施設や地域の身近な子育て支援施設を円滑に利用いただけるよう、利用者支援専門員を配置して、情報提供を行い相談に応じる。 など

③ さまざまな相談支援機関の連携による支援の充実

- 在宅医療・介護連携を進めるため、在宅医療・介護連携推進会議を開催し、連携のための方策の検討、多職種を対象とした研修の実施、ネットワークづくり等に取り組むとともに、在宅医療・介護連携の相談窓口を設置し、医療・介護関係者の連携を促進する。 など

④ セーフティネットを支える人材の専門性の確保

- 困難事例の検討や研究を行い、関係機関職員のスキルアップを図る。など

⑤ 地域福祉推進のための財政基盤の強化

- 地域住民と共同募金・赤十字募金・善意募金に取り組む。 など

■成果目標

	平成27年度 実績値	平成30年度 実績値	令和2年度 実績値	令和4年度
区民モニターアンケートにおいて「保健福祉や介護等に関する相談の場が身近にある」と答えた区民の割合	44.1%	38.3%	52.3%	60%以上
区民モニターアンケートにおいて「在宅での緩和ケア、看取りについて考えていきたいと思う」と答えた区民の割合	48.8%	29.1%	67.3%	70%以上

3 権利擁護の推進

① 虐待・DV防止施策の推進

- 虐待等の権利侵害の発生予防や早期発見のため、啓発や通報窓口の周知等を行う。
- 介護支援事業者、民生委員等に対して障がい者・高齢者虐待を早期に発見する視点や発見した際の対応策について研修を行い知識を深める。
- 児童虐待の防止・早期発見・アフターケアの各々の段階に応じた施策を総合的に展開するため、児童福祉関係各機関により構成された「要保護児童対策地域協議会」を通じて個別ケースに応じた援助、対策等を行う。
- 障がい者や高齢者の虐待を早期に発見し、適切な支援や見守りについて情報交換を行うため、関係機関により構成された「障がい者・高齢者虐待防止連絡会議」を通じて、個別ケースに応じた対応の充実に努める。
- DV被害者について、配偶者暴力相談支援センター等関係機関と連携し、迅速かつ安全な保護及び各種法制度の利用に関する援助などの自立支援を行う。 など

② 判断能力の不十分な人々への支援

- 成年後見制度やあんしんさぼーと事業が円滑に利用されるよう、制度の周知・啓発や相談体制の充実に努める。
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域包括支援センター、総合相談窓口、認知症初期集中支援チームと協力して認知症連絡会を開催し、認知症等高齢者の支援や知識の普及啓発に努める。
- 認知症サポーター養成講座を地域・企業・学校で開催し、認知症の理解と地域で支えるための活動を充実する。
- 医療・福祉・介護事業者や企業、地域住民等の協力を得て、行方不明の恐れがある認知症高齢者等に対する見守りネットワークを構築する。
- 地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、アセスメントや受診勧奨、家族サポート等の初期支援を包括的・集中的に行う。 など

■成果目標

	平成27年度 実績値	平成30年度 実績値	令和2年度 実績値	令和4年度
区民モニターアンケートにおいて「虐待ではないかと疑われる状況を見かけたら通報する」と答えた区民の割合	71.1%	69.6%	89.8%	90%以上

第5章 地域福祉計画の推進にあたって

1 地域支援システムについて

平成25年に、各施策の福祉課題を地域支援調整チーム会議で集約し、区政会議福祉部会の議論を踏まえて区政に反映し、必要に応じて大阪市に対し提案を行う、区独自の新たな「地域支援システム」を構築。
このシステムによって、個別のケースの検証から地域で解決すべき福祉課題を見つけ、地域住民と共有し地域の実情に応じて課題の解決に取り組むことを通じて、地域福祉の向上をめざす。

2 計画の進捗管理と評価

計画を推進するためには、行政、事業者、地域、住民が連携しながらそれぞれの役割を果たすことが必要。
計画に基づく施策や事業の進捗について、区政会議の福祉部会において点検と評価を行い、その成果と課題を明らかにしたうえで必要に応じて見直しを行う。